

コロナ特例貸付申請時の必要書類及び休日等の相談窓口

<緊急小口資金>

- ① 住民票原本（世帯全員分、発行後3か月以内）
- ② 本人確認書類の写し（下記のいずれかひとつ）
 - ・運転免許証（住所変更している場合は両面コピー）
 - ・パスポート
 - ・マイナンバーカード（保護ケースに入れたまま表面のみコピー）
 - ・健康保険証
 - ・在留カード（特別永住者証明書）※外国籍の方の場合
- ③ 預金通帳またはキャッシュカードの写し
- ④ 印鑑

手続き方法・・・郵送または滑川市社会福祉協議会窓口にて対応

※郵送の場合は、富山県社会福祉協議会のホームページから書式をダウンロードし、印刷してご利用いただくか、滑川市社会福祉協議会にお電話をいただいで書式一式を郵送してご利用いただくかの2択になります。

<総合支援資金>

- ① 住民票原本（世帯全員分、発行後3か月以内）
- ② 本人確認書類の写し（下記のうち一点）
 - ・運転免許証（住所変更している場合は両面コピー）
 - ・パスポート
 - ・マイナンバーカード（保護ケースに入れたまま表面のみコピー）
 - ・在留カード（特別永住者証明書）※外国籍の方の場合必ずお持ちください
- ③ 預金通帳またはキャッシュカードの写し
- ④ 健康保険証の写し（世帯全員分）
- ⑤ 生活困窮に陥った理由がわかる陥った理由がわかる書類
（離職票、内定取消通知等）・・・ない場合は要相談
- ⑥ 世帯の収入・支出の状況が明らかになる書類
（給与明細、預金通帳の写し、公共料金の請求書・領収書、携帯の明細、医療費の領収書等）
- ⑦ 世帯の債務・滞納の状況が明らかになる書類（負債・滞納がある世帯のみ）
（ローン明細書・明細ハガキ、滞納一覧<市税務課で取得>等）
- ⑧ 印鑑

手続き方法・・・滑川市社会福祉協議会窓口対応のみ

<土日及び祝日の相談窓口>

厚生労働省

(個人向け緊急小口資金・総合支援資金相談コールセンター)

0120-46-1999

受付時間：9：00～21：00（土日・祝日含む）